

猪名川町

就学前教育・保育のあり方に関する基本方針

令和 8 年 1 月

猪名川町

目次

1 策定の趣旨	1
2 現状と課題	2
3 町立就学前教育・保育施設の方向性	3
(1) 町立就学前教育・保育施設の役割	3
(2) 適正な集団規模	3
(3) 町立就学前教育・保育施設の今後のあり方	4
4 教育・保育施策の基本的視点	6
(1) 教育・保育の質の向上	6
(2) 教育・保育の機会の保障	7
(3) 子育て支援拠点としての役割	7
(4) 私立園との連携・協働	8
5 その他	9
6 資料	10
(1) 現状と課題に関する資料	10
(2) 幼児期に育みたい資質・能力と育ってほしい姿	12
(3) 適正配置・適正規模について	14
(4) 認定こども園	15

1 策定の趣旨

猪名川町では、「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち猪名川」をまちの将来像として掲げています。この将来像に基づき、「子どもの健やかな成長を支えるまち」「大人も子どもも心身ともに元気なまち」「子育て世代に選ばれるまちづくり」を目指し、積極的に取り組んでいます。

令和7年度からスタートした「第3期猪名川町教育振興基本計画」及び「猪名川町こども計画」に基づき、就学前教育・保育を通して、こども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊びや学びを通した人間形成と、社会で生きるための基礎の育成に努めています。

町立就学前教育・保育施設（以下「町立施設」という。）については、将来的な就学前人口の減少や共働き世帯の増加等の保育需要や施設の状況等を勘案しながら、今後のあり方について検討することとしています。

こうした状況を受け、令和7年4月に「猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、今後の本町における就学前教育・保育のあり方について提言をいただきました。

検討委員会からの提言を基に、町立施設を中心とした町内の就学前教育・保育施設（以下「町内施設」という。）のあり方を整理したうえで、今後担うべき役割を新たに定め、町立施設を再編しながら機能向上を推進する指針として、「猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定いたしました。

町立施設の機能向上により、小学校との接続を円滑にする幼児教育の実施、園児や子育て家庭に対する支援の更なる充実、私立園との連携の強化等、本町全体の就学前教育・保育の質の向上や子育て環境の充実に努めてまいります。

令和8年1月

猪名川町長 岡 本 信 司

2 現状と課題

本町の人口は、昭和55年から平成22年にかけてニュータウン開発により増加傾向にありましたが、平成22年以降は減少傾向となり、令和2年で、29,680人となっています。

将来推計は、「猪名川町第六次総合計画後期基本計画」において令和11年の目標人口を28,000人としていますが、令和7年12月現在の総人口は28,170人であり、想定を上回るペースで人口減少が進んでいます。特に若年層（0～14歳）の減少と高齢層（65歳以上）の増加が顕著で、出生数の減少に伴い、就学前人口（0～5歳）も年々減少しています。

令和2年時点で約1,100人だった就学前人口は、令和7年にはおよそ660人となる見通しで、5年間で40%減少しています。この傾向は、少子化の進行や若年世代の町外流出等を背景とするもので、今後も続くことが予想されます。

今後の人口動向を踏まえた推計によると、令和10年には就学前人口はおおむね550人程度になる見込みです。これは、令和2年と比べ約50%の減少となります。

また、0～2歳児の人口は令和7年時点で約260人ですが、令和10年には250人を下回ると予想されます。

このような状況の中、町内には現在、町立の幼稚園2園、保育所1園、私立の認定こども園3園が設置されています。町立、私立を問わず、定員を満たしていない施設が複数見られ、令和7年度には待機児童は発生していません。一方で、私立園の中には、園児の半数以上を町外在住のこどもが占める施設もあります。

今後ますます厳しさを増す就学前人口の減少に的確に対応するためには、持続可能で質の高い幼児教育・保育体制の再構築が不可欠です。限られた資源を活用し、子どもの資質・能力の向上に効果的な教育・保育の提供や保護者ニーズに配慮した施設の運営が求められます。

3 町立就学前教育・保育施設の方向性

(1) 町立就学前教育・保育施設の役割

町立施設は、本町の就学前教育・保育の基幹施設として、教育・保育の公平性を確保しつつ、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を町全体の教育・保育の指針として、私立園との連携を図りながら、質の高い教育・保育の提供に努めます。

また、幼児期から児童期への移行期である「架け橋期」（5歳児から小学校1年生までの2年間）を大切にし、こどもが安心して小学校生活を迎えるよう、町内施設と小学校との連携をさらに深め、町全体でこどもの育ちを支える体制づくりを進めます。

あわせて、町立施設では、子育て支援拠点として、本町のニーズに対応したこども・子育ての支援を実施します。

配慮が必要なこどもへの教育・保育は、すべての町内施設が担うべき重要な役割です。町立施設においては、引き続き、特別支援教育の充実を図り、こども一人ひとりの特性に応じた切れ目ない支援を推進します。

ライフスタイルの多様化に伴う保護者支援や、要保護児童、ヤングケアラー等、支援が必要なこどもとその家庭に対応するため、保健・福祉・子育て支援・教育等の関係機関と連携し、情報共有やケース会議の実施、相談支援の体制づくりを通じて、セーフティネットとしての役割を果たしていきます。

(2) 適正な集団規模

就学前教育・保育において遊びや生活を通して、多様な人間関係を学び、社会性やコミュニケーション能力を育みながら、生きる力や人格形成の基礎を培えるよう、施設・設備の充実を図るとともに、遊びや体験活動を通して学びの場を確保します。また、幼児期の発達段階に応じ、集団活動やグループ活動が広がりと深まりをもって展開されることが重要と考え、教育的観点から、基本的には同年齢のこども同士の活動を軸に、発達の特性を踏えた指導・支援を行います。

その際「適正な集団規模」の観点から、3歳児では、こども一人ひとりに配慮した関わりやきめ細やかな教育・保育を実践できるよう15人程度、4歳児・5歳児においては、友達関係が徐々

に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく発達の過程を考慮し、20～25人程度の集団を形成できるよう柔軟に対応します。

また、職員配置については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき、適正に配置します。

以上を踏まえて、各年齢の定員については、施設の状況や職員配置、子どもの実態等を総合的に勘案し、設定します。

また、就学前に適正な集団規模で多様な人間関係を学び、様々な体験や遊びの広がりを通して、協調性や自立心を育むことで、子どもが感じる戸惑いや不安を軽減し、小学校教育への円滑な接続につなげていくことを目指します。

今後も、日々の教育・保育の取り組みを通じて得られる知見をもとに、適正な集団規模のあり方について定期的に検討・見直しを行います。

(3) 町立就学前教育・保育施設の今後のあり方

これらを踏まえ、今後も本町で特色ある多様な教育・保育が展開され、保護者が子どもに合った教育・保育を選択できる環境を維持・充実させることが重要です。そのためには、町立施設が果たす役割は非常に大きく、教育・保育の質の向上や公平性の確保、私立園との連携等、町全体の基盤づくりにおいて中心的な存在となります。

一方、近年の就学前人口の減少傾向を踏まえると、町立施設の適正な配置を検討する必要があります。

一定の集団規模を確保することで、教育・保育環境の充実につながることから、現行の町立幼稚園・保育所については一体化し、機能の集約を図り、幼稚園・保育所の両機能を備え、在園児に限らずすべての家庭を対象とした支援活動を担う「認定こども園」1園への再編を進めます。

就学前人口の著しい減少と町内施設の定員充足率の低下が続く中、将来にわたり安定的で質の高い教育・保育の提供体制を確保する必要があることから、町立認定こども園への再編に要する期間は約2年を見込み、令和10年4月の開園を目指します。

認定こども園には、「幼保連携型」「保育所型」「幼稚園型」「地方裁量型」の4つのタイプがありますが、町立認定こども園は、教育と保育の両機能を一体的に運営できる「幼保連携型」を基本

とし、施設整備や定員設定を進めます。

町立認定こども園では、就学前教育・保育の質の向上、地域の子育て支援、私立園との連携強化に向けて、既存施策に加え新たな方策も取り入れながら、その特性と機能を最大限に活用します。

さらに、本町の就学前教育・保育の基盤を将来にわたり、安定的に確保・維持するため、町立施設のあり方については、就学前人口の動向や地域ニーズ等に注視し、適時見直しを行います。

4 教育・保育施策の基本的視点

(1) 教育・保育の質の向上

町立施設では、豊かな自然環境を活かした教育の実践や、インクルーシブな教育・保育等、子どもの主体性や多様性を尊重した丁寧な教育・保育が継続的に行われており、保護者からも高い評価を得ています。今後も新たな町立認定こども園において、こうした特色ある教育・保育を継承・発展させるとともに、本町における就学前教育・保育の先導的な役割を担い、町全体の教育・保育の質の向上を牽引します。

町立認定こども園では、「保育教諭職」の新設を踏まえ、幼稚園教諭と保育士が協働して最適な教育・保育環境の整備を進めるとともに、人事体制の見直しを行います。職員の専門性を活かしたチーム体制のもと、子ども一人ひとりの成長に寄り添いながら、主体性が育まれるよう丁寧に関わっていきます。

さらに、保育教諭に加え、関係職員による準備委員会や作業部会等を設置し、教育・保育内容を中心としたソフト面と、生活環境や安全対策を含むハード面の両面から、子どもにとってふさわしい環境づくりを推進します。

子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を支えるため、保育教諭の研修の充実を図るとともに、町内施設間の交流を促進し、保育体験や学びの共有を通じて、互いに高め合う文化の醸成を目指します。

こうした取り組みを支えるため、これまでの幼稚園と保育所それぞれの良さを活かしながら、業務の一元化を図り、行政組織の再編を含めた推進体制の整備を進めます。

就学前教育・保育と小学校との接続においては、架け橋期を意識し、町立認定こども園では、遊びや生活の中で育まれた力を小学校へ円滑につなげるための情報提供や体験学習を実施します。

指導要領等に基づき「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」をすべての町内施設と小学校が共有し、教育・保育の接続支援に連携して取り組みます。この接続・連携体制の構築にあたっては、町として全体の方針や調整を行い、町立認定こども園が中心となって、私立園や小学校との協議や情報共有を定期的に進めることで、子どもが安心して小学校生活を始められるよう支援します。

(2) 教育・保育の機会の保障

すべてのこどもが、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、安心して日常生活を送り、共に育ち合える環境を整えることは、就学前教育・保育の根幹であり、本町が目指す子育て支援の基本理念です。こうした機会の保障は、こどもが安心して成長できる環境をつくるだけでなく、保護者が安心して子育てできるようになり、地域の人たちがこどもや家庭を自然に支え合える関係づくりにもつながります。

特別な支援を必要とするこどもには、発達過程や障がいの状態に応じた適切な配慮のもと、教育・保育を行います。町立認定こども園では、職員の適正な配置と専門性の向上を図るとともに、今後は町内の私立園との合同研修にも取り組み、個別支援計画の策定・実施に関する取り組みを共有し、連携を深めていきます。これらの取り組みにより、すべてのこどもが安心して成長できる環境づくりを推進します。

虐待・貧困・ヤングケアラー等、家庭に課題を抱えるこどもへの支援には、早期の気づきと継続的な関わりに加え、年齢や制度の節目においても支援が途切れない仕組みづくりが重要です。町立認定こども園では、猪名川町こども家庭センター（以下、「町こども家庭センター」という。）、保健センター、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、相談・支援・見守りを一貫して行える「切れ目のない支援体制」の整備を進めます。

このように、町立認定こども園がセーフティネットとしての役割を積極的に担います。あわせて、私立園への支援体制を充実させ、段階的にその機能を備えることで、保護者が希望に応じて安心して施設を選択できるよう取り組み、町全体で教育・保育の質の向上と保護者の選択肢の確保の両立を目指します。

(3) 子育て支援拠点としての役割

町内施設ではこれまで、育児相談や子育てに関する情報提供、園庭開放等を通じて、地域の子育て支援に取り組んできました。今後は、すべての子育て家庭が安心して利用できる「子育て支援拠点」として、乳幼児期から就学前までの支援の充実を図ります。また、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場としての役割も高め、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。

特に町立認定こども園では、法律によりすべての子育て世帯を対象とした子育て支援事業の実施が義務付けられていることから、

これまでの取り組みを継承しつつ、町こども家庭センターや保健センター等の関係機関と連携し、町全体で支えるネットワーク型の支援体制の構築に取り組みます。

また、長期休暇中の受け入れを含む一時預かり保育の充実を通じて、保護者の就労支援や育児負担の軽減を図ります。

さらに、私立園との役割分担や情報共有を通じて協働を進め、町全体で多様な子育てニーズに応えられる柔軟な支援体制の構築を目指します。

(4) 私立園との連携・協働

本町では、すべての子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、町立施設と私立園がそれぞれの役割を担いながら、町全体で就学前教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

私立園では、各園の教育・保育理念に基づいた特色ある活動が展開されており、保護者が園を選択する際の重要な判断材料となっています。こうした多様性は、町全体の教育・保育環境の豊かさを育むものであり、町としてもその価値を尊重し、活かすことで、更なる充実を図ります。

今後は、私立園と顔の見える関係を築く中で相互理解を深め、民間との協働体制を強化し、町全体として魅力ある就学前教育・保育の実現を目指します。

5 その他

町立認定こども園の設置場所は、原則として現行の町立施設を活用することとして、施設の機能や設備の状況、保護者の送迎の利便性等を総合的に考慮し、猪名川保育園を最優先施設とします。

限られた財源・資産を有効に活用する観点から、原則として必要最小限の改修とします。

猪名川保育園の老朽化対策については、長寿命化計画に基づく補修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、効率的な整備を進めます。

再編に伴い、一時的に定員を超える可能性がある場合は、暫定措置を講じる等の対策を検討します。

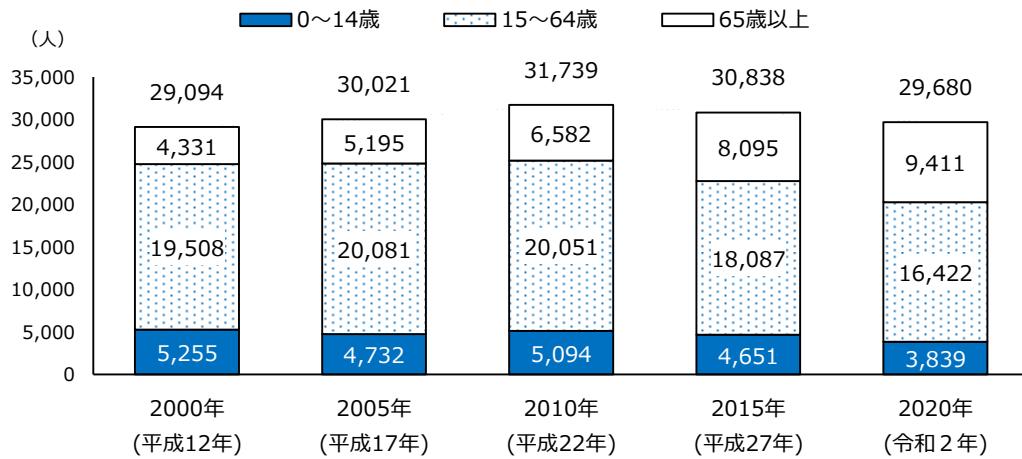
また、通園が不便になる等、サービス水準の著しい低下が懸念される場合には、送迎サービスの導入を含め必要な体制を整えます。

町立認定こども園の整備に向けた具体策の検討から実施に至る各段階においては、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、意見を聞く機会を設けながら、透明性のあるプロセスで進めます。

6 資料

(1) 現状と課題に関する資料

(図1) 年齢3区分別人口の推移(猪名川町)

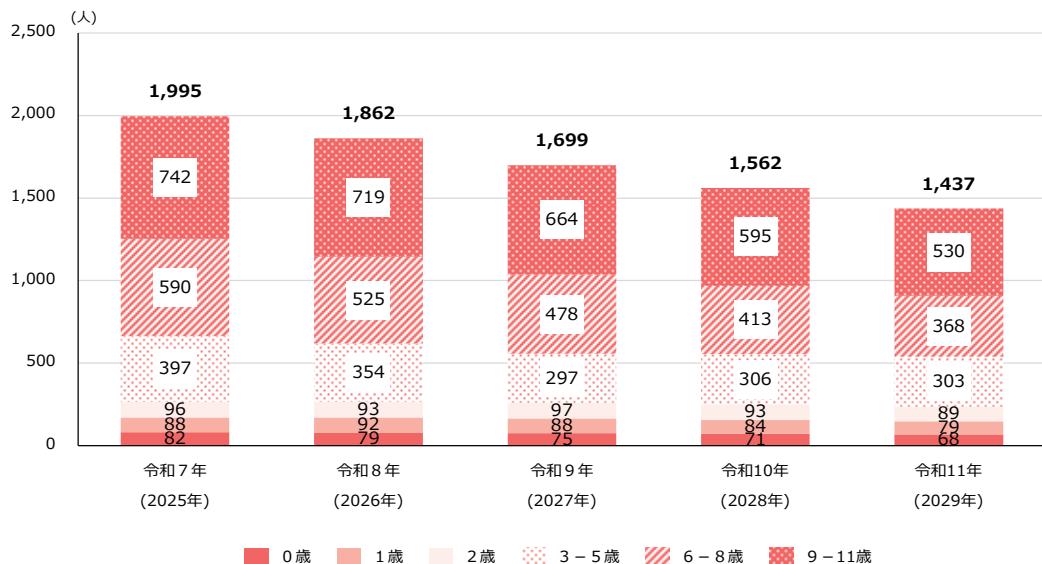


資料：総務省「国勢調査」

* 総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は2020年(令和2年)で8人と、各年ともに少数のため、表記していません。

資料：第六次猪名川町総合計画

(図2) 児童人口の将来推計



資料：猪名川町こども計画

(表 1) 町内就学前教育・保育施設概要

(単位:人)

施設名	公・私	施設区分	利用定員		園児数	所在地
猪名川幼稚園	公立	幼稚園	1号	90	47	若葉1-48-1
六瀬幼稚園	公立	幼稚園	1号	90	22	笹尾加門田6
猪名川保育園	公立	保育所	2・3号	90	83	若葉1-15-9
YMCA松尾台こども園	私立	幼保連携型認定こども園	1号 2・3号	105 120	21 (85) 51 (134)	松尾台2-2-2
YMCAしろがねこども園	本園	私立	幼保連携型認定こども園	1号 2号	60 100	31 (45) 64 (95)
YMCAしろがね保育園	分園			3号	50	25 (33)
星児園七夕	私立	幼保連携型認定こども園	1号 2・3号	9 93	3 (6) 52 (83)	伏見台1-1-70

(令和7年4月時点)

* 括弧内の数値は、町外在住のこどもを含む施設全体の園児数を示しています。

* 1号認定：保育を必要とせず、教育を希望する3歳以上のこども

2号認定：保育を必要とする3歳以上のこども

3号認定：保育を必要とする3歳未満のこども

(表 2) 町立就学前教育・保育施設園児数

(単位:人)

	猪名川保育園		猪名川幼稚園		六瀬幼稚園	
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数
0歳児	6	5	-	-	-	-
1歳児	12	11	-	-	-	-
2歳児	15	15	-	-	-	-
3歳児	18	11	25	10	25	2
4歳児	19	21	30	20	30	6
5歳児	20	20	35	17	35	14
合計	90	83	90	47	90	22

(令和7年4月時点)

(表3) 町内私立認定こども園及び町外施設園児数

(単位：人)

	星児園七夕		YMCA松尾台 こども園		YMCAしろがね こども園		町外施設		認可外 等*
	1号	2・3号	1号	2・3号	1号	2・3号	1号	2・3号	
0歳児	-	1 (3)	-	1 (3)	-	3 (4)	0	0	0
1歳児	-	5 (7)	-	13 (20)	-	9 (11)	0	0	3
2歳児	-	9 (16)	-	9 (24)	-	13 (18)	0	5	2
3歳児	3 (4)	6 (15)	5 (23)	9 (25)	8 (11)	19 (30)	6	5	5
4歳児	0 (0)	17 (23)	11 (34)	12 (36)	12 (19)	23 (34)	22	8	3
5歳児	0 (2)	14 (19)	5 (28)	7 (26)	11 (15)	22 (31)	24	13	2
合計	3 (6)	52 (83)	21 (85)	51 (134)	31 (45)	89 (128)	52	31	15
定員	9	93	105	120	60	150	-	-	-

(令和7年4月時点)

*認可外等：認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）および児童発達支援センターを利用する子どもの合計です。

(2) 幼児期に育みたい資質・能力と育ってほしい姿

① 育みたい資質・能力

就学前教育・保育においては、生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領に示す教育及び保育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとするとされています。

i 知識及び技能の基礎
豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かったり、できるようになったりする。
ii 思考力、判断力、表現力等の基礎
気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。
iii 学びに向かう力、人間性等
心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

これらの資質・能力は、小中高校の「学習指導要領」にもこの3つの柱を基本として、ほとんど言葉も変わらず記載されて

います。幼児期は、これらの基礎を育み、小中校においても継続して培い、生涯にわたる学びの土台となる力を、バランス良く育んでいくことを目指します。

② 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、5歳児修了時までに育まれてほしい子どもの姿を、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）をもとに10の具体的な視点から捉えて明確化したものです。

i 健康な心と体	ii 自立心
iii 協同性	iv 道徳性・規範意識の芽生え
v 社会生活との関わり	vi 思考力の芽生え
vii 自然との関わり・生命尊重	viii 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
ix 言葉による伝え合い	x 豊かな感性と表現

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、5歳児修了時にできるようになっておくべき到達目標ではなく、子どもたちの成長の方向性を示すものです。就学時点だけでなく、それまでにも育ってきた姿であり、これからも育っていく姿です。就学前教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）と小学校が共にこの10の姿を意識することで、どの施設で過ごしても同じ目標を持って活動し、小学校への繋がりもスムーズにすることができます。

(3) 適正配置・適正規模について

① 園児の区分に応じた保育教諭等の配置数

幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準第4条の3より

園児の区分	保育教諭等の数
i　満3歳以上の園児 (4・5歳児クラス)	おおむね25人につき1人
ii　満3歳以上満4歳児未満の園児 (3歳児クラス)	おおむね15人につき1人
iii　満1歳以上満3歳未満の園児 (1歳児・2歳児クラス)	おおむね6人につき1人
iv　満1歳未満の園児 (0歳児クラス)	おおむね3人につき1人

*ただし、幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準第4条の2及び3には、学級の編制の基準として「満3歳以上の園児については、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。」「学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。」と、記載されています。

② 集団の適正規模について

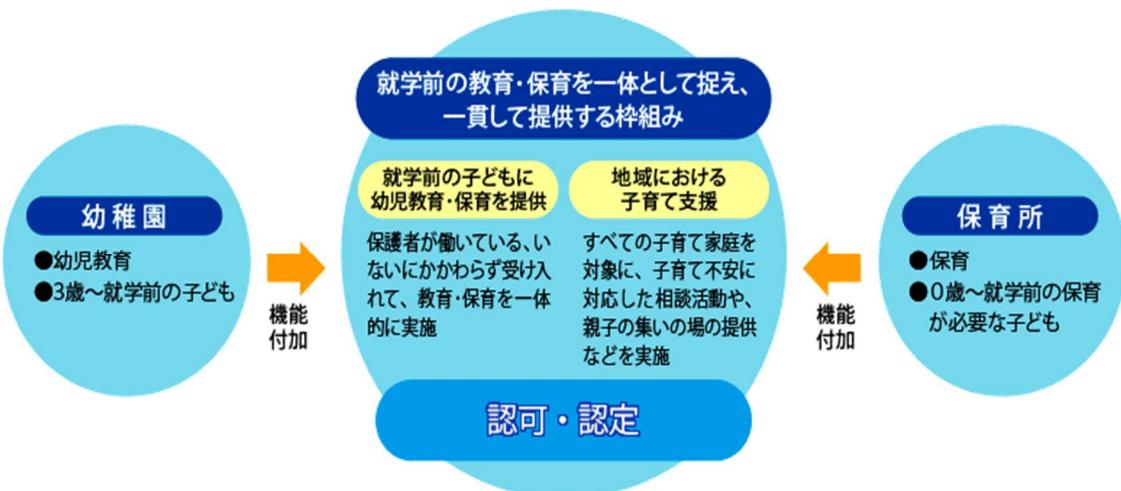
幼児教育における学級の望ましい人数について、平成23年度文部科学省委託の「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」においては、1学級に3歳児は20人前後、4・5歳児は21人～30人程度の集団が適正とされています。

(4) 認定こども園

① 認定こども園の概要

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、以下の機能を備えた施設です。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能**
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



② 幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たします。

学校教育法および児童福祉法に基づき、体系的かつ組織的な教育・保育を行うことができ、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子育て家庭に対応できる柔軟な支援体制を備えています。

i 教育・保育の一体的提供

幼稚園と保育所の機能を統合し、子どもの発達や生活に応じた一貫性のある教育・保育を提供します。

教育的な活動と生活支援が分離されることなく、主体性や多様性を尊重した保育・教育の実践が可能です。

また、短時間・長時間の利用形態に柔軟に対応できる体制を整え、安心して過ごせる環境の中で健やかな育ちを支えます。

ii 地域の子育て支援拠点としての機能

在園児以外の家庭も対象に、育児相談・園庭開放・交流事業等を実施し、地域の子育て支援拠点としての役割を担います。

保護者が気軽に集える場を提供することで、孤立の防止や地域の支え合いの関係づくりを促進し、安心して子育てできる環境の形成につなげます。

iii 職員配置と保育教諭の役割

保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する「保育教諭」の配置が基本です。教育と保育の両面に対応できる専門職として、子どもの発達や生活に寄り添いながら一貫した支援を行います。

また、職員の専門性を活かしたチームによる協働体制により、柔軟で丁寧な関わりが可能になります。